

1 **知床五湖利用調整地区 利用適正化計画（案）**

2
3 環境省釧路自然環境事務所
4 知床五湖の利用のあり方協議会
5

6 目次

7
8 1 背景

- 9 (1) 当該地区の保護及び利用の現状
10 (2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

11 2 利用の適正化を図るための基本方針

- 12 (1) 利用適正化計画により達成すべき目標
13 (2) 利用のあり方に関する基本方針
14 (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針
15 (4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

16 3 利用調整地区の指定に関する事項

- 17 (1) 利用調整地区の名称
18 (2) 利用調整地区の区域
19 (3) 利用調整の期間
20 (4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

21 4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

- 22 (1) 基本的考え方
23 (2) 指標等の設定
24 (3) モニタリングの手法
25 (4) モニタリングデータの評価
26 (5) 報告及び公表の方法

27 5 立入認定の手續きに関する事項

- 28 (1) 認定基準
29 (2) 立入認定事務の実施方法
30 (3) 注意事項（利用ガイドライン）
31 (4) 注意事項（利用ガイドライン）の周知
32 (5) 利用者の指導

33 6 引率者の養成に関する事項

34 7 自然環境の再生、復元等に関する事項

35 8 利用施設の整備及び管理に関する事項

- 36 (1) 各施設の整備及び管理に関する事項
37 (2) 共通事項

38 9 アクセスに関する事項

39

40 **1 背景**

41 知床五湖は知床国立公園を代表する利用拠点であり、年間 50 万人もの利用者が訪れ
42 ています。利用者の多くは、知床五湖の自然景観の探勝を目的とされていますが、五
43 つの湖を周回する地上歩道は、ヒグマの出没を理由として閉鎖されることが多く、知
44 床随一の自然景観を探勝できない事態が近年頻繁に生じるようになってきています。

45 また、地上歩道が通行できる場合であっても、多くのお客様が特定の曜日や時間帯
46 に集中することにより、静寂な利用環境が損なわれているケースがあり、原始的な自然
47 環境を有する地域であるにもかかわらず、まるで都会の公園と同じような喧噪を体験
48 することになっています。

49 さらに、湖畔の展望地などで植生の踏み荒らしも発生しており、自然環境保全上
50 の対策を講じることが必要です。荒廃した植生をそのまま放置することは、国民の共
51 有財産である国立公園の資質を損なうことになると同時に、原始的な自然の体験を期
52 待して知床五湖を訪れた利用者の期待を裏切ることにもなるからです。また、一部の
53 利用者によって、ヒグマを誘引しかねない食べ歩きが行われるなど自然環境保全上だ
54 けでなく、安全対策の面からの課題もあります。

55 このような課題に対応するため、環境省は、北海道、斜里町、地元の関係団体の方々
56 とともに、「知床五湖の利用のあり方協議会」（以下「協議会」という。）を組織し、専
57 門家の参画も得て、知床五湖地区の新しい利用のあり方を検討してきました。

58 本計画は、その検討成果を踏まえて、新しい知床五湖の利用のあり方を提示し、自然
59 公園法に基づく利用調整地区制度の運用と協議会による取組を一体的に行うことに
60 より、一人でも多くの利用者に、知床五湖の自然環境のすばらしさを体験していただ
61 くために策定するものです。本計画の実行が、知床五湖の原始的な自然環境の保全と
62 適正な利用を両立させ、引いては利用者の満足度と安全性を高めることになることに
63 留意し、協議会構成員が協力して取組を進めるものとします。

64

65 **(1) 当該地区の保護及び利用の現状**

66 ① 当該地区の範囲（利用調整地区及び関連する周辺地域）

67 本計画の対象とする地区（以下「知床五湖地区」という。）は、五つの湖を周回する
68 地上歩道、高架木道及び駐車場とこれらと一体となる周辺の森林、湖、草原などから
69 なる地域とします。

70

71 ② 自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況等

72 <自然環境の現状>

73 知床五湖地区は、知床半島のほぼ中央部のオホーツク海に面した比較的平坦な
74 溶岩台地上に位置し、トドマツ、エゾマツ、ミズナラに代表される針広混交林の
75 深い森林に抱かれた五つの火山性堰止め湖が点在しています。このような、湖面
76 を前景とした知床連山の眺望は優れた景観資源となっています。

77 台地の北西側は 200mにおよぶ断崖となってオホーツク海に落ち込んでいます。

78 また、最も西に位置する一湖の南西には戦後の牧草地開拓の跡地であるササ草原
79 が広がっています。

80 知床五湖地区は、ヒグマ、エゾシカ等大型獣の生息地であるとともに、周辺地域
81 はオジロワシやシマフクロウ等希少鳥類の生息地域ともなっています。近年、ヒグ
82 マは春から初夏にかけてミズバショウ等の餌をもとめて知床五湖地区に現れる傾
83 向にあるほか、エゾシカが高密度に生息する地域でもあります。

84 <利用の現状>

85 知床五湖地区は、年間 50 万人が訪れる国立公園最大の利用拠点であり、唯一の
86 アプローチ手段である道道知床公園線が開通するゴールデンウィークから冬期閉
87 鎖される 11 月下旬の間が利用シーズンとなっています。特に利用者の多い時期は、
88 観光シーズンである 7 月から 9 月にかけてであり、歩道上や駐車場において利用
89 の集中が生じています。

90 知床五湖地区には、拠点となる駐車場、公衆トイレ、レストハウスがあり、こ
91 こを拠点として五つの湖を周回する地上歩道と、一湖畔まで到達する高架木道が
92 整備されています。高架木道は、十分な高さの確保と電気柵によりヒグマから保
93 護されており、ヒグマの出没状況に関係なく、安全で安定的に利用できる施設で
94 す。その勾配や幅員も車イスの乗り入れが可能なものとなっています。

95 利用状況としては、知床五湖地区への来訪者の約 6 割が、五つの湖を周回する
96 地上歩道を利用していますが、春から初夏にかけてはヒグマの出没により地上歩
97 道が閉鎖となって利用できないケースも多くなっています（平成 20 年度）。

98 <自然環境保全に関する関係法令、計画等>

99 知床五湖地区は、国立公園特別保護地区（自然公園法、昭和 39 年 6 月指定）、
100 国指定鳥獣保護区特別保護地区（鳥獣保護法、平成 13 年指定（当初指定昭和 57
101 年 3 月））により各種行為が制限されており、特に動植物の捕獲・殺傷、採取・損
102 傷は厳しく制限されています。

103 知床国立公園では、平成 13 年度から、利用の適正化に向けた検討が専門家や地
104 域関係団体、関係する自治体や行政機関が一同に介して検討されてきました。平
105 成 14 年 3 月に策定された知床国立公園利用適正化基本構想では、「知床国立公園
106 の利用に当たっては、ヒグマによって象徴される知床の自然に対する「謙虚さ」
107 と「畏怖・畏敬の念」を根底とした『ヒグマの棲家におじゃまする』を基本思想
108 とする。」こととしています。この中では、「知床ならではの原始性の高い自然
109 景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系の持続的な保全」を前提
110 として、「原始的な自然の地域において、一定のルールの下での自然体験機会の
111 適正な提供と持続的な利用を図る。」ことを基本方針としています

112 また、知床国立公園は、平成 17 年 7 月にユネスコ世界遺産委員会において登録
113 された知床世界自然遺産地域の主要な保護担保制度でもあり、知床世界自然遺産
114 地域管理計画に基づく管理も進められています。同計画では、「知床五湖地区は、
115 遺産地域の中でも特に利用が集中する地域であることから、過剰な利用に伴う問

116 題、あるいは高密度に生息するヒグマとの軋轢を生じさせないように、効果的な
117 利用の制限、誘導や普及啓発、施設整備のあり方、ヒグマの保護管理のあり方を
118 検討し、必要な対策を実施することにより、適正な利用を確保する」こととされ
119 ています。

120 <土地所有>

121 知床五湖地区の土地所有は、国有地（財務省所管）及び斜里町有地であり、周
122 辺には国有林、道有地及び民有地もあります。

123

124 (2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

125 ① 植生その他の風致景観の保護上の問題点及び課題

126 当地区では、多くの利用者が地上歩道に集中することで、主要な展望地点や滞
127 留地点においてすれ違いのための待避や写真撮影等に起因した植生の踏み荒ら
128 し・荒廃が発生しています。

129 多くの利用者が地上歩道を自由に利用される一方、知床五湖ではヒグマの出没頻
130 度が高くなっています。もし、利用者が、ヒグマを誘引する行動をとったり、又は、
131 ヒグマとの遭遇時に不適切な行動をとり、人身事故の発生やそのおそれが高まった
132 場合は、そのヒグマは駆除せざるを得なくなります。このような事態が増加すれば、
133 ヒグマの個体群存続をおびやかす可能性があります。

134 なお、知床半島各地で増加したエゾシカによる植生の食害が確認されていますが、
135 知床五湖地区においても、植生に対する食害が生じています。人間の踏圧による被
136 害とは異なる影響ですが、広域に移動するエゾシカの特性を踏まえた個体数管理等
137 の対策を検討していく必要があります。

138

139 ② 質の高い利用を実現する上での問題点及び課題

140 知床五湖地区では、地上歩道において、多くの利用者が集中することにより、
141 静寂な利用ができなくなっており、国立公園の核心地域にふさわしい自然体験の
142 質を維持できていません。このことは、世界自然遺産としての知床の原生的な自
143 然の体験を期待する利用者に対して、その期待に応えられていないことを意味し
144 ます。

145 また、地上歩道については、不特定多数の利用者の自由利用を前提としている
146 ため、ヒグマとの遭遇回避の観点から、歩道を長期にわたって閉鎖せざるを得な
147 い場合も多く、せっかく訪れた利用者に対して、安定的な利用の機会を提供でき
148 ていません。

149 さらに、様々な利用のルールを提唱し、多くの利用者に協力していただいでい
150 ますが、一部には、食べ歩きを行うなど野生動物に影響を与える可能性のある行
151 動をとる利用者もみられます。随時、関係職員が注意を行っていますが、強制力
152 がなく、対応に苦慮することもあります。

153 また、近年の利用上の大きな課題としては、外国人利用者への対応の問題もあり

削除: が

削除: したり、又は、

削除: ヒグマを誘引しかねないソフトクリ
ーム等の食べ物を持ち込み、

158 ます。近年、中国等アジアの国々を中心とした外国人の利用者が増加していますが、
159 外国語での情報提供は行えていません。利用のルールを的確に伝えられないこと
160 により、現場において利用上のトラブルも生じています。このことは、外国人利用者
161 へのサービスという観点から見ても不十分であり、今後、改善する必要があります。
162

163 2 利用の適正化を図るための基本方針

164 (1) 利用適正化計画により達成すべき目標

165 ① 自然環境保全上の目標

166 原生的な自然景観と生態系の保全を目標とします。知床五湖地区本来の原生的
167 な自然景観と豊かな野生生物によって形成される多様な生態系を、人類共有の資
168 産として将来にわたって保全するため、利用による自然植生やヒグマ等の野生動
169 物への影響を最小限とし、人間と自然との共存を目指します。

170 ② 公園利用上の目標

171 知床五湖地区について、利用者が自らのニーズに応じた利用体験の機会を選択
172 できるようにすることにより、利用者の満足度を向上させることを目標とします。
173 具体的には、地上歩道は、より質の高い感動的な自然とのふれあいや原生的な自
174 然の体験を行える空間とするとともに、高架木道は、安全で安定的な利用が行え
175 る空間として活用し、利用者の期待への対応の幅を広げます。

176 (2) 利用のあり方に関する基本方針

177 駐車場から一湖の湖畔展望地までの間に整備された高架木道については、不特
178 定多数の利用者による安全で安定的な利用を確保する場とします。

179 地上歩道は、静寂な利用環境の保持と原生的な自然の体験ができるよう、利用
180 人数の調整（1日の総立入人数や単位時間当たりの人数の制限等）を行うととも
181 に、秩序ある利用を推進するため、利用ルールの遵守を徹底します。

182 また、ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、ヒグマへの
183 対処技術を有する者として知床五湖の利用のあり方協議会が養成・登録した引率
184 者の同行を義務づけることにより、ヒグマとの軋轢を予防し、より安全な利用環
185 境の確保を図ります。
186

187 (3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

188 地上歩道の原生的な自然の保護を図るため、利用人数の調整を行うとともに、
189 利用ルールの遵守を徹底します。

190 ヒグマが頻繁に活動する期間の地上歩道の利用に際しては、登録引率者（仮称）
191 により引率された団体利用のみとすることにより、利用者の不適切な行動により、
192 ヒグマの生態を攪乱することのないようにします。また必要に応じて、人慣れの
193 進行したヒグマが住宅地に出没することのないよう、ヒグマの追い払い等の忌避
194 学習付けを実施します。
195

196 なお、高架木道の利用についても、ヒグマ等野生動物への餌付け等がなされた
197 場合は、地上歩道と同等の問題が生じることから、食べ歩きや餌付け等の禁止に
198 ついて周知を徹底します。

199

200 **(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針**

201 知床五湖地区は、駐車場を拠点として、安定的で自由な利用が可能な高架木道
202 と、一定の利用の調整の下、原生的な自然環境の中で質の高い自然体験を行える
203 地上歩道という2つの利用空間を有する地区です。それぞれの利用空間の性格の
204 違いが明確になるような施設の整備と管理運営を行います。

205 地上歩道は、利用の調整の実施を前提として、原則として歩きやすくするため
206 の新たな施設整備は行いません。高架木道については、誰でも安全で安定的に利
207 用できる空間としての整備を行います。駐車場や各施設については、国立公園の
208 核心地域に相応しい施設としての整備や管理運営を進めます。

209

210 **3 利用調整地区の指定に関する事項**

211 **(1) 利用調整地区の名称**

212 ○利用調整地区の名称は、「知床五湖利用調整地区」とします。

213

214 **(2) 利用調整地区の区域**

215 ① 利用調整地区の区域線（図面）

216 五つの湖と地上歩道を含む国有地（財務省所管地）及び斜里町有地のうち、別添
217 区域図に示す範囲を対象とし、高架木道敷地は含まないものとします。（別添区域図
218 参照）

219

220 ② 利用調整地区の区域を示す標識等の整備計画

221 知床五湖利用調整地区へのアプローチは駐車場のみからとなります。このことか
222 ら、利用調整地区の入り口である受付・レクチャー施設において、区域図とともに、
223 利用適正化の趣旨や概要等を示す案内・解説標識を設置します。

224 また、利用調整地区内において、利用者にとって必要のある事項（利用
225 ルール）を周知するための制札等を必要に応じて設置します。

226

227 **(3) 利用の調整を行う期間**

228 ① 利用の調整を行う期間

229 利用の調整を行う期間は5月10日から10月20日までとします。ただし、期間
230 は利用状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

231 （理由）

232 知床五湖地区へのアクセス道路は冬期間閉鎖されており、開通する期間は4月
233 下旬～11月までの間です。過去の利用統計では4月と10月下旬以降の利用者は非

234 常に少ない状況となっています。また、5月上旬までは、例年積雪により地上歩
235 道の大半が利用停止となっている期間です。期間をどのように設定するかについ
236 ては、前年度の利用状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

237

238 ②利用の調整を行う期間の区分

239 利用の調整を行う期間は大きく、2期（5月10日から7月31日、8月1日か
240 ら10月20日）に区分します。前者の期間を「ヒグマ活動期」、後者を「植生保護
241 期」と称し、それぞれの期間の実情に応じた利用の調整を行います。①の期間の
242 見直しやヒグマの出没状況を踏まえて、毎年度、見直しを行うものとします。

243 (理由)

244 例年春から初夏は、ヒグマが五湖地区を頻繁に利用する時期であり、ヒグマと
245 利用者との軋轢を最小限とするためには、利用者の量と行動を十分にコントロ
246 ールする必要があります。このため、植生保護のみを目的とする夏から秋にかけ
247 ての期間とは区別して取り扱う必要があります。この期間の区分については、前
248 年度の状況を見て協議会において検討し、見直すこととします。

249

250 (4) 利用調整地区の指定の広報、利用調整地区の周知の方法

251 知床五湖は知床国立公園の重要な利用拠点であるばかりか、道東を代表する観光
252 地です。このため、知床五湖の利用の調整の実施や見直しについては、十分な時間
253 的余裕を持って、一般利用者のみならず、ツアーを企画する旅行業関係者等の観光
254 関係者に広く周知します。

255 また、すでに知床を訪れている利用者に対して、リアルタイムの情報を提供する
256 ため、知床世界遺産センター、知床自然センター、道の駅うとろ・シリエトク等の
257 拠点施設の他、各宿泊施設等の協力を得て、最新情報の提供を行います。この際、
258 外国語での周知を進め、増加する外国人利用者に対するサービスの充実に努めます。

259 これらの周知は、パンフレット、インターネット等様々な媒体を用いて多角的に
260 実施するとともに、地元で観光等に携わる関係者が利用者に対して適切な情報提供
261 を行えるように地元観光関係者への周知にも努めます。

262 メディアや旅行業関係者向けの広報を行うため、知床五湖の利用のあり方協議会
263 の中に広報に関する部会を設け、積極的な情報提供を行います。

264

265 4 モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

266 (1) 基本的考え方

267 知床五湖利用調整地区では、原生的な自然景観と多様な生物や生態系の保全と質の
268 高い自然体験の機会の提供を目的として本計画に基づく利用の調整を実施します。し
269 かし、利用の調整による効果をあらかじめ正確に予測することは困難であることから、
270 モニタリングを実施し、順応的に管理していくことが必要です。

271 このため、利用の調整の効果について指標を定めてモニタリングを実施し、その結

272 果を評価し、目標の達成状況に応じて、本計画を適切に見直していくこととします。

273

274 (2) 指標等の設定

275 自然環境への影響の観点から、植生とヒグマに関する指標、自然体験の質の観点か
276 ら利用者に関する指標を設定します。指標については、講じうる対策や調査研究の進
277 捗状況に応じて、以下の事項について設けることを検討します。なお、これらの指標
278 の詳細については、専門家の検討を基にして協議会において別途、モニタリング実施
279 計画を策定し、同実施計画に基づいたモニタリングを実施するものとします。

280

281 (モニタリングの指標として考えられる事項例)

282 ○利用者による踏圧に関する事項（例：歩道とその周辺での踏みつけによる植生
283 の損傷度合い、土壌の固結度合い等）

284 ○ヒグマへの影響に関する事項（例：ヒグマと利用者の遭遇の頻度等）

285 ○利用者の意識に関する事項（例：ヒグマ活動期、植生保護期、それぞれでの利
286 用者の混雑感、知床五湖の利用の満足度、引率利用の満足度、再訪意欲等）

287 ○利用者の利用行動に関する事項（例：植生保護期における歩道上での混み具合、
288 歩行速度（混雑すると歩行者が自由に自分の好きな速度で歩けなくなるため、
289 混雑度合いを表す指標となる）等）

290 ○本計画に基づく施策の周知に関する事項（例：本計画に基づく取組についての
291 周知度合い等）

292 ○知床五湖に関する社会経済的指標（ガイド事業の利用者数やホテルの宿泊者数、
293 公共交通機関の利用者数、訪問車両数等）

294 ○その他必要な事項

295

296 (3) モニタリングの手法

297 モニタリング手法の詳細については、別途作成するモニタリング実施計画において、
298 定めることとしますが、その際には、次のような観点から検討を行うことが必要です。

299 ○モニタリングポイントの設定（踏圧の状況について、定期的なモニタリングを
300 実施すべき場所の抽出とモニタリングサイトの設定等）

301 ○ヒグマに関する情報収集等の体制整備（地上歩道において、ヒグマと遭遇し引
302 き返した引率者等からの情報収集と情報の整理・共有方法、五湖以外での周辺
303 地域での遭遇情報の収集等）

304 ○利用者等に対するアンケート調査等の実施（利用者の意識や事前の情報の周知
305 状況の把握には、利用者に対するアンケート調査が有効。この場合、統計学的
306 に有意となる回答数の確保が必要な一方で、アンケートに要する利用者の負担
307 を少なくする工夫も必要。）

308 ○利用者の利用行動の把握（利用者の実際の利用行動については、アンケートだ
309 けでは把握しきれないことから、モニタリング用ビデオカメラを一時的に活用

- 310 する)
- 311 ○モニタリングの実施頻度（モニタリングの頻度（回数、間隔）のあり方。なお、
- 312 利用調整地区制度導入後数年間は、きめ細かなモニタリングを実施する。）
- 313 ○モニタリングの実施体制（モニタリングの実施主体、実行体制、評価分析を担
- 314 う専門家等を明確にすることが重要。）

315

316 (4) モニタリングデータの評価

317 知床五湖利用調整地区のモニタリングデータは専門家による分析と評価を得た後、

318 協議会に報告するものとします。協議会では、当該結果を踏まえて、毎年、当計画の

319 見直しを行うものとします。

320 この見直しの時期は、毎年の利用シーズン後（11月頃）とし、利用の調整の内容に

321 ついて変更を伴う場合は、翌シーズンの利用に間に合うよう、必要な告示手続等を年

322 度内に終えるものとします。

323

324 (5) 報告及び公表の方法

325 当計画の見直しを行う協議会は公開で行うものとし、モニタリングの結果及び協議

326 会の会議録等は全て、インターネット上において公表します。公表に際しては、知床

327 データーセンター (<http://dc.shiretoko-whc.com/>) を活用します。

328

329 5 立ち入り認定の手続きに関する事項

330 (1) 認定基準

331 利用調整地区への立入認定基準は、自然公園法及び同施行規則による規定による

332 ほか、以下のとおりとします。

333 ① 全期間共通の基準

334 ○あらかじめ、知床五湖の受付・レクチャー施設において実施されるレクチャー

335 を受講していること。

336 ② ヒグマ活動期の基準

337 ○6に規定する登録引率者（仮称）を含め、1回の立入は、1チーム11名以下と

338 する。

339 ○地上歩道上の団体の同時滞在数は、8チーム以下とする。

340 ○利用ルートは原則として一方通行とし、入口から、五湖、四湖、三湖、二湖、

341 入口の順路の一ルートとする。

342 ③ 植生保護期の基準

343 ○1日あたりの利用者数の上限は3000人までとし、1時間あたりに立ち入ること

344 ができる人数は300人までとする。

345 ○利用の平準化を図るため、概ね10分ごとに50人ずつの立ち入りとする。

346 ○利用ルートは原則として一方通行とし、入口から五湖、四湖、三湖、二湖、一

347 湖、高架木道経由のルート（大ループ）、又は入口から二湖、一湖、高架木道経

削除: による引率を受けた10名以下の団体
であること（登録引率者を含め1チーム11
名以下とする）

- 351 由（小ループ）のルートの2ルートとする。
352 ※立入認定の有効期間は、1日のみとし、1回利用した後に、再度立ち入る場合は、
353 改めて認定を受けることが必要。
354

- (参考) 自然公園法・自然公園法施行規則に定める基準
- ① 国立公園の利用の目的で立ち入るものであること。
 - ② 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める人数の範囲内であること。
 - ③ 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境大臣が定める期間内であること。
 - ④ 次に掲げる行為を行うものでないこと
 - ・ 生きている動植物（身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
 - ・ 野生動物に餌を与えること。
 - ・ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として、環境大臣が定める方法により、撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
 - ・ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
 - ・ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
 - ・ 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
 - ⑤ 環境大臣が利用調整地区毎に定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
 - ⑥ その他環境大臣が利用調整地区毎に定める基準に適合するものであること。

- 355 ※⑤については、「(3) 注意事項（利用ガイドライン）」の内容を規定します。
356 ※⑥については、ヒグマ活動期の登録引率者（仮称）の同行、一方通行、事前の
357 レクチャー受講等を規定します。
358

359 (2) 立入認定事務の実施方法

- 360 ①認定を行う事務所の場所
361 認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールド
362 ドハウス」）とします。
363
364 ②受付の方法及び人数調整の方法
365 ヒグマ活動期については、6に規定する登録引率者（仮称）に引率された団体利
366 用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケ
367 ジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とします。なお、事前予約は先
368 着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものと
369 します。
370 植生保護期については、代表者立入認定、個人の立入認定ともに可能であり、利

371 用者数の上限も多いため、当日受付のみとします。利用者は、立ち入ろうとする際
372 には、先着順に直近の受講可能なレクチャーを修了し、立ち入りを行うものとしま
373 す。このレクチャーは10分ごとに50名の立ち入りを前提として実施します。

374

375 (3) 注意事項 (利用ガイドライン)

376 利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項
377 は、以下のとおりとします。

378 ○食べ物を密封してバック等に収納している場合をのぞき、利用調整地区内に食べ
379 物を持ち込まないこと

削除: おいのおの出る飲

380 ○利用調整地区内で調理又は摂食を行わないこと。

削除: 、また、

381 ○利用調整地区内で喫煙を行わないこと。

削除: (ただし、非常用携行食の持ち込み、
摂食を除く。)

382 ○湿原や植生を踏み荒らすことのないよう、歩道を外れて歩行、休憩等しないこと
383 (ヒグマ活動期に、引率者の指示に従って行動する場合を除く。)

384 ○ヒグマ活動期の立ち入りにあっては、引率者の指示に従うこと。

385 ○ヒグマの出没により立ち入りが制限された地域には立ち入らないこと (ヒグマ活
386 動期に、引率者の指示に従って行動する場合を除く。)

387 ○植生保護期において、ヒグマと遭遇した際には、ヒグマを刺激しないように配慮
388 しつつ速やかに現場から待避し、引き返すこと。

389 ○先行する利用者がヒグマに遭遇し、引き返している場合は、それ以上の進行をや
390 め、ともに引き返すこと。

391 ○外来種を非意図的に持ち込むことのないよう、利用に先立ち、衣服・靴等に付着
392 した種子や土の除去に努めること。

393 ○定められた順路を遵守すること (ヒグマ活動期に、引率者の指示に従って行動す
394 る場合を除く。)

395 ○利用調整地区や施設の管理、ヒグマ対策等に携わる環境省、北海道、斜里町、知
396 床財団、自然公園財団又は指定認定機関の職員 (以下「関係職員」という。) の指
397 示に従うこと。

398

399 (4) 注意事項 (利用ガイドライン) の周知

400 注意事項については、フィールドハウスにおいて実施するレクチャーにおいて周
401 知徹底します。また、代表者立入認定を得て、他の利用者を引率して立ち入る代表
402 者は、引率する利用者に注意事項の徹底を行うことが必要です。

403

404 (5) 利用者の指導

405 関係職員は、巡視等において不適切な行動を行う利用者を発見した場合は、適切
406 に指導を行うものとします。その際、外国人利用者に対しても対応できるよう外国
407 語での注意カード等の携行を行います。

408 また、高架木道においても、ヒグマ等野生動物の誘引や餌付けの防止のため、指

413 導を徹底します。

414

415 **6 引率者の養成に関する事項**

416

417 ヒグマが知床五湖で活動する機会の多いヒグマ活動期の利用にあたっては、ヒグ
418 マへの対処技術を有すると認められる引率者が引率する団体利用であることを基本
419 とします。

420 この引率を行うのに必要な引率者は、知床五湖の利用のあり方協議会において養
421 成し、資格審査を行うこととします。この審査を経て引率者名簿に登録された引率
422 者を「登録引率者（仮称）」と称し、ヒグマ活動期の立入認定を受けられる代表者に
423 必要な要件とします。

424

425 登録引率者の要件としては、大きく①知床五湖の地理を熟知していること、②知
426 五湖に生息するヒグマの生態に関する知識を有していること、③ヒグマとの遭遇を
427 回避するための技術を有し、的確に行使できること、④ヒグマとの遭遇時に利用者
428 を誘導して安全に待避できること等があげられます。協議会では、専門の部会を設
429 け、登録引率者の具体的な要件、研修内容、引率時の基本ルールの検討や資格審査
430 を実施するとともに、毎年の実施状況等を踏まえたこれらの見直しを行います。

431

432 なお、引率者資格には、知床五湖の地理を熟知しているなど地元での豊富な経験
433 を有していることが必要である一方で、誰もが新規に参加しうる公開されたもので
434 あることが重要です。このため、透明性のある公募を行うとともに、必要な養成・
435 研修プログラムを準備し、公平性を担保して引率者の資格審査を行うものとします。

436

437 **7 自然環境の再生、復元等に関する事項**

438

439 人の踏み荒らしによる植生が荒廃した場所については、制札等により新たな踏み
440 荒らしの発生を防止することを基本とし、自然の回復を待つことを基本とします。

441 植生の回復状況についてモニタリングを行い、十分な回復効果が得られない場合
442 には人為的な回復について検討し、必要に応じて人為的な復元対策を講じるものと
443 します。

444 ヒグマの人慣れの進行は、将来的な駆除をもたらす可能性があるため、必要に応
445 じて忌避学習付けのための追い払い等の対策を講じるものとします。

446

447 **8 利用施設の整備及び管理に関する事項**

448 **(1) 各施設の整備及び管理に関する事項**

449 利用施設の整備及び管理に関する基本方針に従い、適切な施設整備と管理を行いま
450 す。

451 ①_r 地上歩道

452 地上歩道では、より深い自然体験を提供することから、危険木の管理や必要な標
453 識類等の再整備を中心とし、利便性の向上等を目的とした新たな歩道施設の整備は
454 行わないこととします。また、地上歩道に現存する不要な施設の撤去をすすめます。

455 ②受付・レクチャー施設（知床五湖フィールドハウス（仮称））

456 地上歩道の利用にあたって必要となるレクチャーや立入認定手続きを行うための
457 受付・レクチャー施設（フィールドハウス）の整備と適切な管理運営を行います。
458 この施設で実施するレクチャーは、映像を使用するなど一般利用者の理解しやすい
459 ものとし、知床五湖への来訪が増加傾向にある外国人にも理解可能なものとし
460 ます。既存の公衆トイレは廃止し、受付・レクチャー施設内に公衆トイレを整備
461 します。

461 ③高架木道

462 当地区を訪れる多くの利用者にとって、今後、高架木道が利用の中心となるため、
463 高架木道のエントランス部分の整備を行い、駐車場からのスムーズな利用動線の確
464 保を図ります。

465 ④休憩施設

466 利用者の休憩に供するため、高架木道のエントランス部分に近接させて、休憩施
467 設の整備を行います。

468

469 **（２）共通事項**

470 各施設のデザイン・意匠だけでなく、各施設で提供するサービス・商品は国立公
471 園の核心地域にふさわしい環境負荷の少ないものであることを原則とします。

削除: い特別な空間としての演出が可能な

472 知床五湖地区では、身体障害者、外国人、児童等様々な利用者に対するサービス
473 の向上を目指すとともに、少なくとも高架木道については、利用弱者対策を徹底し
474 ます。また、利用にあたって物理的な制約条件等があり、利用が困難な場合には、
475 あらかじめ標識、ホームページ等を通じて十分な周知・広報に努めます。

476 また、身体障害者補助犬(以下、補助犬という。)の持ち込みは、法制度上禁止さ
477 れていませんが、知床五湖地区はヒグマの生息地であり、補助犬とヒグマが遭遇し
478 た際の補助犬、ヒグマの行動は想定ができないことから、できるだけ補助犬ではな
479 く、人間による介助を強く推奨することとします。

480

481 **９ アクセスに関する事項**

482 利用調整地区の運用が開始された場合、高架木道の供用が全線（片道 800 メートル）
483 で開始されていることと相まって、知床五湖地区における利用者の滞留時間が
484 さらに伸びることが予想されます。この場合、今まで以上に駐車場が混雑し、さら
485 には、駐車場に至る道道知床公園線における渋滞の発生頻度と長さが大きくなるこ
486 とが予想されます。

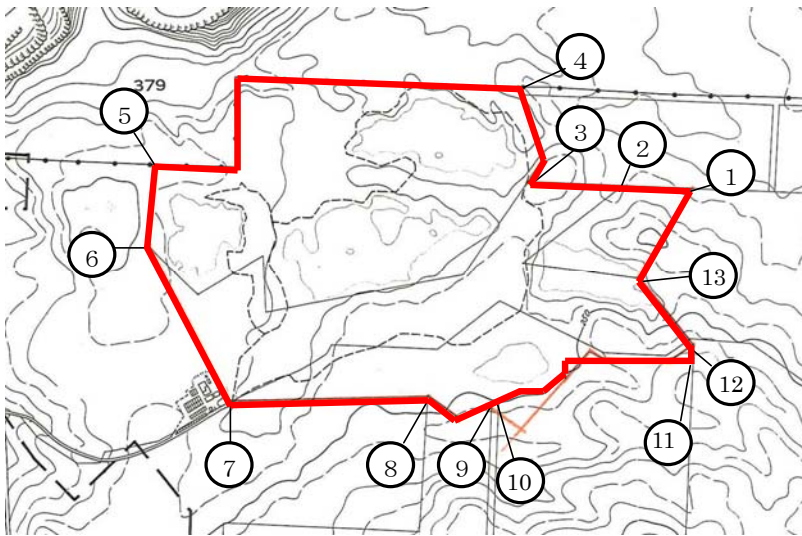
487 このため、知床五湖地区を訪れる利用者に対して、できるだけ早い段階で渋滞情
488 報(渋滞予報)に関する情報を提供し、ウトロ地区または知床自然センターからの公

削除: シャトルバス

100330 知床五湖の利用のあり方協議会

491 | 公共交通機関の利用を強く推奨するものとします。
492

493 (別添図) 知床五湖利用調整地区区域図
494



495

※上記区域線で囲まれる地区のうち、高架木道敷地は除く。

利用調整地区区域線		
①	-②	土地所有界 (国有地・民有地)
②	-③	土地所有界 (町有地・民有地)
③	-④	土地所有界 (国有地・民有地)
④	-⑤	国有林界
⑤	-⑥	土地所有界 (国有地・町有地)
⑥	-⑦	見通し線界 (⑤歩道起点)
⑦	-⑧	見通し線界
⑧	-⑨	土地所有界 (国有地・道有地)
⑨	-⑩	見通し線界
⑩	-⑪	土地所有界 (国有地・道有地)
⑪	-⑫	見通し線界
⑫	-⑬	見通し線界
⑬	-①	土地所有界 (国有地・町有地)

496